

かすかべのうりんナビ

農業用取水堰の耐震工事着手!



(写真 農地防災事業(施設耐震)古利根堰地区)



埼玉県マスコット
「コバトン」
「ざいたまっち」

発行 埼玉県春日部農林振興センター
〒344-0038 春日部市大沼1-76
電話：048-737-2134
FAX：048-734-1344
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0908/index.html>





～ 県営農業農村整備事業のご紹介 No.4 ～ 農地防災事業(施設耐震)「古利根堰地区」

■ 農地防災事業(施設耐震)とは

農業用の取水堰や揚排水機場などの農業水利施設の地震被害を防止するために、施設の耐震化を進める事業です。

地域住民のいのちや暮らしの安全、農業の安定経営に貢献します。

■ 古利根堰地区の現状

古利根堰は幅約70m(ゲート20m×3門)の取水堰です。昭和60年度に設置されましたが、現在の耐震基準に適合させるため、耐震対策が必要となっています。

■ 今年度の取り組み・工事の予定

古利根堰の耐震工事は、令和3年度から令和7年度末までを予定しています。河川内の工事のため、毎年雨の少ない11月から3月の短い期間に、河川を締切り、川の底や堰を乾いた状態にして行います。

騒音等に留意して工事を進めますので、御理解・御協力をお願いします。

【お問合せ】 県営事業担当 ☎ 048-737-2112



▲工事前 上空写真



▲工事中 上空写真



～ 多面的機能支払交付金～ 上宇和田保全組合(幸手市)が優良事例表彰を受賞!!

■ 多面的機能支払交付金とは

農村地域の皆様が共同で行う水路の草刈りや泥上げなどの管理活動に対して国・県・市町が経費を交付し、地域資源の適切な保全管理を推進するものです。

■ 令和3年度 優良事例表彰

上宇和田保全組合(幸手市)に埼玉県多面的機能支援推進会議から優良事例として表彰状が授与されました。

施設等の維持管理活動以外に地域の伝統行事活動やドローンを駆使したレンゲソウ播種による景観形成活動などが、農村環境資源の保全向上に貢献するものと認められ、表彰されたものです。

■ 今年度の取り組み

維持管理や環境保全活動を継続して行っているほか、今年度から水路の機能診断の結果に応じて、長寿命化のための水路補修を実施しています。

【お問合せ】 整備支援・管理担当 ☎ 048-737-2112



▲表彰式



▲伝統行事 辻縄



アシストスーツを活用した農作業の軽労化の推進

■ 取組の背景と現状

管内の基幹的農業従事者の約77%は65歳以上(※1)で、農作業の省力化や軽労化を進める必要があります。そのため農業支援部では、令和2年からアシストスーツの実用性の検討を進めてきました。その結果、越谷市のねぎ生産者を中心に、これまでに10台が導入されています。

■ 導入したアシストスーツの概要

アシストスーツは電動モータを利用した高価なものから、素材自体の反発力を利用した廉価なものまで、多くの機種が実用化されています。今回導入したスーツは軽量かつ簡易な機種で、作業の腰への負担を大幅に軽減するものです。作動部はゴムチューブを筒状のナイロンメッシュで包んで両端を密閉した構造で、そのチューブに圧縮空気を注入することにより、最大25kgfの補助力を発揮します。

■ アシストスーツの導入効果

導入した生産者からは、「ねぎの収穫や運搬作業時の腰への負担が大幅に軽減された」、「導入初期の違和感も今では解消した」等の感想が得られ、利用効果が認められています。(※2) また、スーツは、他の野菜や果樹などの運搬や、米の調製作業にも活用されており、今後の普及が見込まれます。

【お問合せ】 技術支援担当 ☎048-737-6311



▲ねぎの運搬作業での活用状況

※1 2020年度農林業センサスから算出

※2 利用者の感想であり、特定の商品を広告宣伝するものではありません。



春日部市の集落営農組織が法人化

■ 地域農業の発展を目指して

春日部市の柎(くぬぎ)地区で平成27年に設立された集落営農組織が、令和3年3月に「農事組合法人 柎集落営農組合」として法人化しました。

地域の農業と農地を維持していくことを目的とし、地域の農業者29人で構成しています。令和3年は組合員の農地12haを借り受け、米の生産と販売を行いました。

今後、機械や施設を整備しながら、農地中間管理事業を活用して農地集積を進め、規模拡大を目指しています。

■ 税理士など専門家による法人化支援

集落営農組織の法人化に当たっては、税理士や社会保険労務士などの専門家を講師とした勉強会を何度も行いながら、農業者同士の話し合いを重ねてきました。

当センターでは、事業拡大や雇用導入、販売戦略、法人化など、農業経営上の課題に対して、専門家派遣による課題解決を無料で支援しています。何か御相談がありましたら、お気軽に御連絡ください。

【お問合せ】 新規就農・法人化担当 ☎048-737-6311



▲集落のみんなで話し合い



▲専門家による勉強会



県の果樹事業の紹介

埼玉県では、果樹の安定生産と品質向上のため、以下の事業を実施しています。

今年度の管内の取組も併せて紹介します。

■ 果樹災害未然防止支援事業

果樹は、収穫までの栽培期間が長く、降雹などの気象災害を受けることがあるため、多目的防災網の設置を支援しています。

今年度は管内の果樹生産者19名が、本事業を活用して多目的防災網を設置しました。



▲網を分割して設置したので開閉作業がラクになりました(久喜市・大澤一樹氏)

■ 果樹産地育成総合対策事業

果樹産地が抱える課題解決のための活動を支援しています。

今年度はJA南彩が、梨生産農家を対象に、現場で問題になっている白紋羽病対策の実証試験を行っています。



▲樹勢が衰えた白紋羽病罹病樹と根の菌糸

【お問合せ】 地域支援担当 ☎048-737-2134



埼玉県特別栽培農産物の認証について

■ 埼玉県特別栽培農産物とは

農薬の使用回数と化学肥料(窒素成分)の使用量を、埼玉県内で一般的に使われている数量の半分に減らして栽培した農産物を県が認証したもので、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づいて県が独自に行っています。

■ 認証の手続き

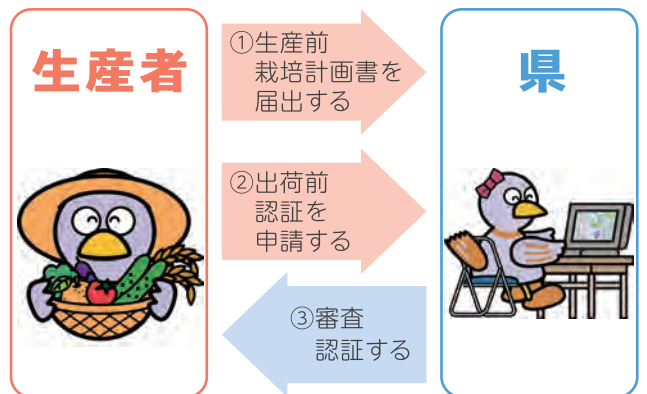
認証までの流れは以下のとおりです。(右図参照)

- ①生産者は、生産開始前に県に栽培計画書を提出し、JAなどによる生産状況の確認を受けながら生産を行います。
- ②生産者は、出荷前に県に認証申請を行います。
- ③県は、農産物に使用された農薬及び肥料の種類・使用状況が基準に沿っているか審査し、認証します。

■ 埼玉県特別栽培農産物を御賞味ください

当センター管内では、米、こまつな、ほうれんそうなど多くの農産物が認証されています。認証を受けた農産物は、県認証マークを表示することができます。スーパー、農産物直売所などで販売されていますので、ぜひ手に取って御賞味ください。

【お問合せ】 地域支援担当 ☎048-737-2134



▲認証までの流れ

詳しくは、県農林部農産物安全課ホームページ
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/tokusai.html>)
をご覧ください。



◀県認証マーク